

II 活動報告

1. 活動概要

法務支援センターの活動は、昨年度発足時のものと概ね同様である。その概要を大別すると、学習支援、無料法律相談、各種講演・セミナー等および学外機関等との連携事業である。

学習支援は、司法試験受験を目指す本学法科大学院修了者への支援および他大学法科大学院進学や司法試験予備試験を目指す本学学部学生等への支援である。前者は旧法科大学院としての当然の責務に属し、後者は法科大学院廃止後の本学司法試験対策として実施するものである。

各種講座・セミナー等は、多種多様である。近隣自治体や他大学等との連携によるものもあるが、これ以外に、平成30年度には当センター単独による講座も実施した。今後も各所の需要に対応するべく提供可能な講座の開発努力を継続する予定である。

自治体や大学・高等学校といった学外機関等との連携事業は、大学の地域連携センターによる業務の一環として、同センターの管轄下で実施するものであり、前記の講座・セミナーだけではない。平成30年度から、愛商連・名商連との連携事業の一環として、同団体から会員に毎月送付される書面に、当センターの作成する書面「AGULS」を同封して頂けることになった。AGULSには「リーガル・カフェ」と題して当センター教員執筆による法律関係諸問題の解説を掲載しているが、これを翌月には当センターHPのブログに転載して、同団体会員以外の人々にも閲読可能にしている。更に、当センターからの情報発信を一層強化するべく、これ以外のブログと併せて冊子として印刷することとした。平成30年度には「リーガル・カフェ 平成29年度版」を刊行して関係各所に無償配布した。来年度中には平成30年度版を刊行する予定である。

無料法律相談は、法科大学院当時から実施していたものであるが、法務支援センターとしては当然に遂行すべき責務である。日進キャンパスでの実施に加えて名城公園キャンパスでも実施しており、両キャンパスで専任教員およびチューター弁護士による相談を定期的に実施している。

このように、法務支援センターは、目的達成のために、従前の活動の単純継続に留まることなく、改善努力を継続している。以下、各々に関してより詳細に報告する。

2. 活動報告

(1) 学習支援

研修生向けの学習支援事業として、特別講座、司法試験直前対策講座及びチューター講座を開講している。研修生の要望を把握するために、各研修生ごとに専任教員が個別面談を実施するほか、学生協議会も開催している。

学部学生向けの学習支援事業として、予備試験対策講座を開講し、またキャリア教育支

援として、弁護士体験講座も実施している。

研修生向けの学習支援事業の第1は、春学期及び秋学期にそれぞれ開講する特別講座である。特別講座開講科目は、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法、倒産法、経済法、労働法、及び刑事学に及ぶ。特別講座の内容は、判例、事例問題を取り上げたり答練を行うなど論文式試験の対策を主目的とするものが多いが（論文対策講座・演習講座・応用演習・判例講座）、短答式問題を取り上げることもある（短答講座）。

研修生向けの学習支援事業の第2は、司法試験実施前の2月から4月にかけて開講する直前対策講座である。ここでは、複合的な論点を含む総合問題の検討や、最新の重要判例の分析・解説を行う論文式試験の対策を中心とする。

チューター講座ではチューター弁護士が、研修生の希望に沿う形で司法試験対策に直結した講座を開講している。研修生にとって、チューター弁護士は先輩に当たるので、研修生の相談に応じ、助言を与えている。

法務支援センターでは、3名～4名の研修生ごとに担任教員を指定している。春学期及び秋学期に、担任教員は研修生と個別面談し、研修生の学習習熟度の把握、研修生の要望の聴取、研修生からの相談に応じている。また、春学期及び秋学期に、研修生協議会を開催する。協議会には、研修生、教員及び事務職員が出席し、法務支援センターの方針等を研修生に説明するほか、研修生からの要望を聴取し対応策を協議している。

学部学生向けの学習支援事業として、予備試験対策講座を開講している。短答式試験の対策を主目的として、憲法、民法、刑法については春学期及び秋学期に、商法については春学期に、民事訴訟法については夏休み期間に、また刑事訴訟法、行政法については秋学期に開講した。学部学生のほか研修生も本講座に参加している。

そのほか、キャリア教育支援として、就職課を受け入れ窓口に学部学生向けに弁護士体験講座を実施している。夏休み期間中に弁護士事務所において職業体験を通して法律知識を深めることを目的とする。この講座の実施により、予備試験対策講座への受講学生数の増加効果も期待される。

本年、本学法務支援センター（旧・法務研究科・ロースクール）と早稲田大学大学院法務研究科（ロースクール）は、8月6日（月）、両大学の法科大学院の修了生に対する法律実務教育（例えば、リカレント教育）及び、法曹等を志望する学生に対する教育の連携ならびに、ロースクールの数が減少した愛知地区の法曹養成教育の充実・発展のために教育連携に関する協定を締結し、第一回のリカレント教育を11月17日（土）に名城公園キャンパスにおいて実施された。

（2）地域支援・地域貢献

地域支援委員会は、法務支援センターの基本理念である法的な地域支援の一環として、地元自治体・企業・教育機関等への各種講演等の提供を中心として、地域貢献活動に取り組むための企画立案を行うものである。本委員会の平成30年度の活動の概要は以下の通りである。

まず、平成 29 年度において、法的な地域支援・地域貢献活動の中心的事業として、各種提供講演を地元自治体・企業・教育機関等へ提供すべき講座・講演の内容的な再検討に取り組み、その成果として、「提供講演一覧」を完成させた（後掲資料参照）。それをまず日進市や長久手市など地元の自治体に配付し案内した。

そして、提供講演の具体的な展開として、今年度は学内で「市民公開講座」を実施した（後掲資料参照）。秋学期 10 月 6 日から 12 月 15 日まで毎週土曜日に、法務支援センターの教員全員が各 1 回の講演を実施したが、アンケート調査（後掲資料参照）の結果を見ると極めて高い評価を受けている。なお、公開講座の宣伝について日進市との協力関係が重要な役割を果たした（案内文書を日進市内の自治会の回覧板で回してもらった）。参加者希望者への連絡方法等に若干の課題があったが、それらの反省を踏まえながら、来年度以降も引き続き実施していくこととしている。

また、前年度に引き続き、今年度も本学地域連携センターが受付窓口の講演・講座も実施した。具体的には、津島市において開講されている「津島市市民大学講座」【愛知学院大学連携講座】（6 月 2 日～23 日、4 回開講：内容については後掲資料参照）、「名古屋市北生涯学習センター前期講座」【愛知学院大学連携講座】（6 月 28 日～7 月 26 日、5 回開講：内容については後掲資料参照）を実施した。いずれの講演・講座もアンケート結果をみると、前年度同様高い評価を受けており、地域社会における法的知識に関する講座・講演のニーズの高さを示すものと言える。

学生向けの講演・講座としては、昨年度から実施している中部大学協働事業「法律カフェ」（5 月 24 日（田中・原田教授）、11 月 29 日（田中・岩井教授）の 2 回実施）も引き続き開講している。本学学内向けの講座として、岩井教授による「それって「ブラックバイト」じゃない？」（4 月 12 日）なども引き続き実施している。

さらに、地元日進市の大学連携協働事業として、昨年度に続き、「おやこで ロースクール」（模擬裁判員体験）を平成 30 年 8 月 4 日に開催した（今回で 3 回目の開催。具体的な内容については後掲資料参照）。今回は、初めて参加者に対してアンケート調査を実施し直接その声を聞いた（後掲資料参照）。それを見ると改めて非常に高い評価を受けていることが確認できる。裁判員制度が実施されてから 10 年になろうとしているが、このような取組みの重要性と意義は今後益々大きくなるであろう。

その他、國田教授が日進市役所で、「パワーハラスメントについて」（10 月 12 日）の講演を実施した。

以上のように、法務支援センターの地域支援活動は、ますますその内容を充実させてきており、本学の地域連携・地域貢献活動に不可欠のものとなっている。今後益々この活動を発展させていきたいと考える。

(3) 無料法律相談

1) 学内における無料法律相談

平成 27 年 10 月から日進キャンパス 13 号館 7 階に「愛学リーガル・クリニック法

「法律相談所」を開設し、毎週水曜日に学生、職員、本学卒業生を対象とした無料法律相談を実施した。また、平成28年4月からは名城公園キャンパスにおいても隔週木曜日に学生等を対象とした無料法律相談を実施した。平成29年4月からは、教員の減少や複数相談体制の確保等の理由から、日進キャンパスにおける法律相談についても隔週水曜日に実施することとした。

相談員には、法務支援センターの研究者教員と実務家教員・非常勤講師（修了生のチューター弁護士）が2名体制で、専門的・実務的に対応したところである。相談分野は、賃金の返済問題、土地の相隣関係、不動産の賃貸借関係、交通事故被害の賠償関係、相続・遺言関係、アルバイトの賃金問題、インターネットトラブル、知的財産権等、幅広い分野に及んでいる。

法律相談によって疑念や疑義が解明・解決されるケースも少なくなかつたが、中には複雑な法律問題を含んでいるため相談が数回に及んだものや、実際の対応が必要と思われるため弁護士を紹介したものもあつた。

2) 法学部同窓会主催の無料法律相談

昭和62年から法学部同窓会事業として、愛知県下の各自治体を巡回する法律相談が実施されてきたが、学内における無料法律相談の定着に伴い、平成29年度以降は実施しないこととされた。

3) 愛商連・名商連の無料法律相談

平成27年12月に実施した法的ニーズ調査アンケートにより、愛知県商店街振興組合連合会、名古屋市商店街振興組合連合会の会員においては、法的問題に直面しているものの、アクセス障害等から必ずしも弁護士等の専門家に相談をしていないといった実態が浮き彫りとなつた。

そこで、平成29年度以降は、両連合会と法務支援に関する覚書を締結し、会員向け無料法律相談事業を実施することとし、会員向け広報誌等で周知を図っている。商店街の運営に関する法律相談などが寄せられている。

4) 日進市民の無料法律相談

平成29年12月から日進市との大学連携事業としての日進市民の無料法律相談を、学内関係者を対象とした無料法律相談と同様に、日進キャンパス「愛学リーガル・クリニック法律相談所」において実施した。日進市民からは、多くの相談申し込みが続いている。相談内容の傾向としては、相続、家庭内トラブル等身近な内容が多い。

5) 豊田信用金庫杣ヶ池支店での無料法律相談

日進キャンパスに近接する豊田信用金庫杣ヶ池支店において、同店の顧客を中心に地域貢献事業の一環として、無料法律相談を実施している。平成30年度は、企業の経営に関する法律問題、相続、遺言に関する法律相談などがあり、来年度も継続実施をする予定である。